

船橋市勤労市民センター条例施行規則

船橋市勤労市民センター条例施行規則(平成元年船橋市規則第56号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市勤労市民センター条例(平成元年船橋市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に  
関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書等)

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市勤労市民センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書  
及び事業報告書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市勤労市民センター指定管理者指定通  
知書(第2号様式)により指定されたものに通知するものとする。

(平28規則75・一部改正)

(開館時間及び休館日の変更等)

第4条 指定管理者は、条例第9条第3項の規定により臨時に開館時間を変更しようとするとき、又は条例第10条第3  
項の規定により臨時に休館日を変更し、若しくは休館日を設けようとするときは、船橋市勤労市民センター開館  
時間変更等承認申請書(第3号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(平23規則23・平28規則75・一部改正)

(利用の手続)

第5条 船橋市勤労市民センター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、船橋市勤労市民センター  
利用許可申請書(第4号様式)により、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うことができる。この場  
合において、その日がセンターの休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休館日でない日と  
する。

- (1) ホール、第一楽屋、第二楽屋及び展示室 利用しようとする日の属する月の1年前の月の初日
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、管理上支障がないと認める場合において必要があると認めるとき  
は、同項各号に定める日以外の日から第1項の規定による申請を受け付けることができる。

4 次に掲げるセンターの施設(次項に規定する施設を除く。)について、一の利用の許可の申請において連続して  
利用の許可の申請(以下「利用許可申請」という。)をすることができる期間は、次のとおりとする。ただし、指  
定管理者が支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 展示室 7日以内
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 3日以内

5 第2項第1号に規定する日においてホール、第一楽屋又は第二楽屋に係る利用許可申請をしようとする者は、一  
の利用許可申請において1日を超える期間に係る利用許可申請をすることができない。

6 指定管理者は、利用を許可し、条例第14条ただし書の規定により納付期日を別に指定する場合を除き、その利  
用に係る利用料が前納されたときは、船橋市勤労市民センター利用許可書(第5号様式。以下「許可書」とい  
う。)を交付する。

7 許可書の交付を受けた者は、センターを利用しようとするときは、これを提示し、必要な指示を受けなければ  
ならない。

8 前各項の規定にかかわらず、トレーニングルームを利用しようとする者は、利用券を購入し、利用の際これを  
提出しなければならない。この場合において、利用券の提出をもって、その利用の許可を受けたものとみなす。

(平19規則25・平24規則101・平28規則75・一部改正)

(利用の取りやめの届出)

第6条 許可書の交付を受けた者は、センターの利用を取りやめようとするときは、速やかに指定管理者にその旨を船橋市勤労市民センター利用廃止届(第6号様式。以下「廃止届」という。)に許可書を添えて、届け出なければならない。

(平19規則25・追加、平28規則75・一部改正)

(利用者の守るべき事項)

第7条 許可書の交付を受け、又は第5条第8項の利用券を提出した者(以下「利用者」という。)は、センターを利用するに当たり指定管理者の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用を許可されていない施設又は設備を利用しないこと。
- (2) 許可を受けないで壁、柱、扉等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 第12条の規定による協議をしないで特別の設備をし、又は既存の設備を変更しないこと。
- (4) 許可を受けないで館内において物品を販売しないこと。
- (5) 火気の使用及び騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) その他管理上支障を来すと認められる行為をしないこと。

(平19規則25・旧第6条繰下・一部改正、平23規則60・一部改正)

(勤労団体)

第8条 条例第16条第1号の市内の勤労団体とは、勤労者(職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。)が主体となって組織する労働組合その他の団体で、その事務所が市内にあるものとする。

(平19規則25・旧第7条繰下、平24規則101・一部改正)

(利用料の減額)

第9条 条例第16条の規定による減額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条第1号に該当する場合にあっては、利用料の3分の2に相当する額
- (2) 条例第16条第2号に該当する場合にあっては、利用料の2分の1に相当する額

(平19規則25・旧第8条繰下、平24規則101・一部改正)

(利用料の還付)

第10条 条例第17条ただし書きの規則で定める日及び利用料の還付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) ホール、第一楽屋、第二楽屋及び展示室

ア 許可書の交付を受けた者が当該許可書に係る利用の日(以下「利用日」という。)の180日前までに廃止届を提出したとき 利用料の全額  
イ 許可書の交付を受けた者が利用日の120日前までに廃止届を提出したとき 利用料の7割に相当する額  
ウ 許可書の交付を受けた者が利用日の60日前までに廃止届を提出したとき 利用料の5割に相当する額

- (2) 前号に掲げる施設以外の施設について、許可書の交付を受けた者が利用日の10日前までに廃止届を提出したとき 利用料の全額

2 条例第17条ただし書きの規定により、利用料の還付を受けようとする者は、船橋市勤労市民センター利用料還付請求書(第7号様式)により、指定管理者に請求しなければならない。

(平19規則25・追加、平24規則101・平28規則75・一部改正)

(特別の設備の協議)

第11条 利用者は、センターの利用に当たり特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者と協議しなければならない。

(平19規則25・旧第9条繰下)

(設備の点検)

第12条 利用者は、設備を利用しようとするときは、指定管理者の立会いのもとに損傷の有無を点検しなければならない。

(平19規則25・旧第10条繰下)

(原状回復の届出等)

第13条 利用者は、センターの利用を終了し、原状に回復したときは、直ちに指定管理者に届け出て、点検を受け、その指示に従わなければならない。

(平19規則25・旧第11条繰下)

(損傷等の届出)

第14条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(平19規則25・旧第12条繰下)

(入室の要求)

第15条 利用者は、指定管理者がセンターの管理上の必要により入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(平19規則25・旧第13条繰下)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19規則25・旧第14条繰下)

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成19年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料の還付について適用し、施行日前の利用に係る利用料の還付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月3日規則第60号)

この規則は、平成23年6月10日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第101号)抄

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第75号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年6月30日規則第67号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

#### 第1号様式

(令4規則67・一部改正)

第1号様式

船橋市勤労市民センター指定管理者指定申請書

年　月　日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名

電話番号

船橋市勤労市民センター条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする施設

2 指定を受けようとする期間

## 第2号様式

第2号様式

### 船橋市勤労市民センター指定管理者指定通知書

第                  号  
年    月    日

様

船橋市長                  

年    月    日付けの船橋市勤労市民センターの指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市勤労市民センター条例第7条の規定により、指定したので通知します。

記

1 指定する施設

2 指定期間

## 第3号様式

(平28規則75・旧第4号様式繰上、令4規則67・一部改正)

**第3号様式**

船橋市勤労市民センター開館時間変更等承認申請書

年　月　日

船橋市長 あて

指定管理者

下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 変更期間
- 2 変更内容
- 3 変更理由

**第4号様式**

(平23規則60・全改、平28規則75・旧第5号様式繰上、令4規則67・一部改正)

第4号様式

船橋市勤労市民センター利用許可申請書

年　月　日

指定管理者　あて

住所

氏名

〔団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり船橋市勤労市民センターを利用したいので申請します。

利用目的		営利/非営利	
利用人数		連絡先	

利用日	利用時間	利用施設	利用附属設備

第5号様式

(平23規則60・全改、平28規則75・旧第6号様式繰上、令4規則67・一部改正)

第5号様式

船橋市勤労市民センター利用許可書

年　月　日

様

指定管理者



次のとおり船橋市勤労市民センターの利用について許可します。

利用目的		営利/非営利	
利用人数		連絡先	

利用日	利用時間	利用施設	利用附属設備	利用料

合計利用料

第6号様式

(平23規則60・全改、平28規則75・旧第7号様式繰上、令4規則67・一部改正)

第6号様式

船橋市勤労市民センター利用廃止届

年　月　日

指定管理者　あて

住所

氏名

〔団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

船橋市勤労市民センターの利用を取りやめたいので、次のとおり届け出ます。

理由			
----	--	--	--

利用日	利用時間	利用施設	利用附属設備

第7号様式

(平23規則60・全改、平28規則75・旧第8号様式繰上、令4規則67・一部改正)

第7号様式

船橋市勤労市民センター利用料還付請求書

年　月　日

指定管理者　あて

住所

氏名

団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

利用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用日	利用時間	利用施設	利用附属設備	利用料

合計利用料	還付料

金融機関		支店名	
口座種別		支店コード	
フリガナ		口座番号	
口座名義人			